

Web 完結型教育ローン(カード型)契約書【規定】

借主は、労働金庫(以下、「金庫」といいます。)(が指定した保証機関または一般社団法人日本労働者信用基金協会の保証に基づき、カード型の当座貸越取引(ろうきんカードローン)取引、以下「教育ローン(カード型)取引」といいます。))について次の条項を承諾のうえ契約します。

第1条(契約の成立・貸越利用期間中の取引方法)

- 本契約は、本契約書の提出を受け、金庫が承諾したときに成立します。
- 貸越利用期間中(第2条第2項により貸越利用期間満了日をもって貸越利用期間を延長しないこととした場合には、貸越利用期間満了日までの期間中)以下、同じです。))の教育ローン(カード型)取引は、当座貸越取引のみとし、小切手・手形の振出または引当を行わないものとします。
- 借主は、別に定める場合を除き、ろうきん教育ローン専用カード(以下「教育ローンカード」といいます。))を使用して払戻す方法により当座貸越を受けるものとします。第3条に定める契約極度額を超えない範囲内で繰上り教育資金のための当座貸越を受けることができるものとします。
- 教育ローンカード、現金自動預金機・現金自動支払機(現金自動預金支払機を含む)等の自動機の取扱いについては、別(規定する「ろうきんカードローン専用カード規定」)によります。

第2条(貸越利用期間)

- この契約に基づく貸越利用期間は、契約成立日からその1年後の応当日の前日(応当日が金庫の休日の場合は、その日の翌営業日)以下、「貸越利用期間満了日」といいます。)までとします。ただし、貸越利用期間満了日まで金庫から借主に貸越利用期間を延長しない旨の申出がない場合には、貸越利用期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- 貸越利用期間満了日までに金庫から借主に貸越利用期間を延長しない旨の申出がなされた場合には、次のとおりとします。
 - 借主は、貸越利用期間満了日翌日以降は当座貸越を受けないものとします。
 - 借主は、直ちに教育ローンカードを金庫に返却します。
 - 貸越利用期間満了日翌日以降、当座貸越事項に定める貸越利用期限日まで第7条第1項に従い利息の返済をするものとします。
 - 貸越利用期限日以降の貸越元金利息は、この契約の各条項に従い返済し、貸越元金利息が返済された日にこの契約は当然に解約されるものとします。
 - 貸越利用期間満了日における貸越元金利息が、第7条第2項元金利息の返済をするにあたり、元金返済事項に記載する内容にもとづき元金返済額を算出できる金額より少ない場合には、貸越利用期間満了日の翌日以降、直後の毎月返済日(金庫の休日の場合は、その日の翌営業日)に貸越元金全額を返済のうえ、この契約は当然に解約されるものとします。

- 本条第1項にかかわらず、当座貸越事項に定める貸越利用期限日を期限として、貸越利用期間は終了するものとします。
- 貸越利用期限日即将到来場合には、次のとおりとします。
 - 借主は、直ちに教育ローンカードを金庫に返却します。
 - 借主は、貸越利用期限日の翌日以降は、当座貸越を受けないものとします。
 - 貸越元金利息はこの契約の各条項に従い返済し、貸越元金利息が返済された日にこの契約は当然に解約されるものとします。
 - 貸越利用期限日において貸越元金利息がない場合は、貸越利用期限日の翌日までの契約は当然に解約されるものとします。
 - 貸越利用期限日における貸越元金利息が、第7条第2項から第4項に定める元金利息の返済をするにあたり、元金返済事項に記載する内容にもとづき元金返済額を算出できる金額より少ない場合には、貸越利用期限日翌日以降、直後の毎月返済日(金庫の休日の場合は、その日の翌営業日)に貸越元金全額を返済のうえ、この契約は当然に解約されるものとします。

- 借主について、相続が開始した場合は、本条第1項にかかわらず、相続開始日を以て貸越利用期間満了日とし、借主の相続人等が教育ローンカードを使用した当座貸越を受けることはできません。

第3条(契約極度額)

貸越元金の契約極度額は、表記の当座貸越事項のとおりとします。

第4条(利率・損金)

- 貸越利用期限日前日までの貸越利率にかける利率(以下、「貸越利率」といいます。))および貸越利用期限日以降の利率(元金返済にかける利率(以下、「返済利率」といいます。))は、それぞれが基準金利の利率(以下、「基準利率」といいます。))を基準として金庫所定の利率(金庫が金庫所定の引下げ利率を適用する場合は、借主に対して適用する利率引下げ後の利率)とします。
 - 貸越利率の基準金利は、金庫の定める「教育ローン(カード型)基準金利(貸越利用期間)」とします。
 - 返済利率の基準金利は、金庫の定める「支払うべき元金に対する年率14.5%の利率より、1年を365日とし日割計算します。
- 基準金利が廃止された場合および金融情勢等の変化その他相当の事由により金庫が基準金利を適用することを廃止した場合には、金庫が定める利率を基準金利と読み替えてこの契約書が適用されるものとします。

第5条(適用利率および利率変更等)

- 初回貸越日の貸越利率は初回貸越日現在の貸越利率、貸越残高が0円となった後に再び貸越した日(以下、「再貸越日」といいます。))の貸越利率は再貸越日現在の貸越利率をそれぞれ適用します。
- 貸越利用期間中において、貸越残高が毎年2月1日、5月1日、8月1日、11月1日(以下、「金利見直し日」といいます。))を越えて継続するときは、前項の貸越利率を見直し、金利見直しは、貸越に適用している基準利率を金利見直し日の基準利率に替えて行い、変更後の貸越利率を直後の当座貸越事項記載の毎月返済日(金庫の休日の場合は、その日の翌営業日)から適用します。
- 貸越利用期限日の返済利率については、貸越利用期限日前日の貸越利率と同率とします。ただし、貸越利用期限日に貸越利率の利率変更が予定されている場合には、貸越利用期限日前日の貸越利率に、予定されている利率変更を反映した利率を返済利率とします。
- 返済利率は、貸越利用期限日より貸越利用期間満了日の翌日以降の毎年4月1日および10月1日(以下、「見直し基準日」といいます。))に見直しするものとします。
- 見直し後の返済利率は、見直し前の返済利率に今回見直し基準日現在の基準利率(返済利率の基準金利にもとづく、以下、本項において同じです。))と前回見直し基準日現在の返済利率との差を加減した利率とします。ただし、貸越利用期限日以降最初の返済利率の見直しの場合には、見直し前の利率に見直し基準日現在の基準利率と貸越利用期限日時点の基準利率との差を加減した利率とします。
- 前項により、見直し後の返済利率の適用開始日は、4月1日見直し基準日の場合は同年12月の毎月返済日翌日からとします。
- 第4条第1項および第5項に定める基準金利の改定・変更および本条第1項から第6項の内容は、金庫の本支店もしくはホームページに掲示した書面により通知するものとします。変更日以降は変更内容によりこの契約を履行します。
- 金庫が特に借主に対して引下げ利率を適用した場合には、いつでも引下げ利率を変更し、または引下げ利率の適用を中止することができるものとします。なお、この場合の手続については金庫の定めるところによります。

第6条(利息計算)

- 貸越利用期限日前日までの貸越金にかかる利息は、付利単位を100円とし、毎月返済日(金庫の休日の場合は、その日の翌営業日)に基づき、第5条により定めた貸越利率によって計算します。利息の計算は「平均年率」関係なく「貸越元金」日数×「貸越利率」/365の算式により行われます。
- 貸越利用期限日以降の返済金にかかる利息は、付利単位を100円とし、毎月返済日(第4条および第5条により定めた返済利率によって)のうちに計算します。
 - 均等返済分の利息は、均等返済部分の元金残高×返済利率×1/2で計算します。
 - 加算返済分の利息は、加算返済部分の元金残高×返済利率×経過日数/12で計算します。
 - 利息計算期間中に1月未満の端数日数がある場合、その端数日数については1年を365日とし、日割りで計算します。
 - 均等返済分および加算返済分それぞれ初回および最終返済額は、利息計算の端数処理のため毎回の返済額とは異なる

場合があります。

- 第2条第4項(金庫の休日の場合における貸越利用期限日から次回毎月返済日(金庫の休日の場合は、その日の翌営業日)までの利息は、本条第2項によらず、本条第1項の通り計算します。)
- 保証料は、保証料率(一般社団法人日本労働者信用基金協会または金庫が指定した保証機関に対する保証料)にもとづき算出します。なお、借主への通知に記載する利率には、本項に定める保証料率を含むものとします。

第7条(元金返済)

借主は、貸越利用期限日までの間、初回貸越日より再貸越日の翌日以降、次々回の毎月返済日(金庫の休日の場合は、その日の翌営業日)以下、本条において同じです。))から第6条第1項により計算した利息を毎月返済日の都度、金庫へ支払うものとします。

ただし、初回貸越日および再貸越日の翌日以降、次々回の毎月返済日(貸越利用期限日翌日以降に到来する場合には、貸越利用期限日に第6条第1項により計算した利息を金庫へ支払うものとします。

借主は、貸越利用期限日翌日以降は、貸越利用期限日における貸越元金利息について、表記の元金返済事項に記載のとおり、均等返済(毎月)、または均等返済(毎月)および加算返済(年2回)するものとします。

前項に定める元金利息(損害金を含む)ものとします。以下同じです。))の返済期間は、貸越利用期限日から最終返済日までとし、第1回元金返済日から毎月返済日の都度、元金利息を返済します。なお、第1回元金返済日が貸越利用期限日の翌々月以降の毎月返済日となる場合には、第6条第2項により計算した利息を、元金返済が開始されるまでの間、毎月返済日の都度、金庫へ支払うものとします。

加算月返済割合がある場合には、本条第2項に定める貸越元金利息に加算月返済割合を乗じた金額(円未満切捨て)を加算返済分とし、加算月の毎月返済日に均等返済額に加えて加算返済額を返済するものとします。

第8条(貸越利用期限日翌日以降の元金返済額の変更)

- 貸越利用期限日翌日以降、毎回の元金返済額は、返済利率の変更の都度見直しするものとし、それぞれ4月1日見直し基準日の場合は同年7月、10月1日見直し基準日の場合は翌年1月の毎月返済日より新返済額に変更されるものとします。(以下、この見直し方法を「都度の返済額の見直し」といいます。))
- 都度の返済額の見直しは、返済利率、残存元金、元金返済事項に定める最終返済日に基づき新返済額を算出するものとします。ただし、新返済額は見直し前の返済額を下回らないものとし、この場合は元金返済額を変更することなく返済回数を繰り上げるものとします。
- 第13条に基づき、この契約による債務の一部を随時返済している場合の返済額の見直しについても、前項によるものとします。

第9条(金利の取扱い)

- 貸越利用期間中の金利の取扱いは、変動金利制とします。
- 貸越利用期限日以降の金利の取扱いは、元金返済事項に記載のとおり、変動金利制または固定金利制のいずれかとなります。

- 前項において固定金利制とした場合は次のとおりとします。
 - 貸越利用期限日以降の返済利率は、本項第3号の場合を除き、変更しません。
 - 第4条第1項第2号および第3項、第5条第4項から第7項、第8条の各条項の規定は適用しません。
 - 金融情勢等の変化その他相当の事由がある場合には、一般に行われる範囲で返済利率が変更される場合があります。

借主は、契約成立日以降、本条第2項の金利の取扱いを変動金利制から固定金利制、固定金利制から変動金利制にそれぞれ変更し、

第10条(最終返済日の取扱い)

- 最終返済日に元金の一部が残存する場合には、最終返済日に一括して支払うものとします。
- 前項の場合、最終返済日に一括して返済することが困難なときは、金庫の承諾を得て返済方法、返済期間を変更することができるものとします。この場合、最終返済日の3か月前の返済日までに金庫に入出するものとします。

第11条(返済方法)

- 第7条、第2条第2項第5号および同条第4項第5号による返済は自動引落しの方法によることとし、借主は表記の普通預金口座に毎月返済日(金庫の休日の場合は、その日の翌営業日)以下、本条において同じです。))までに返済相当額を預入れおくものとします。
- 金庫は、毎月返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手より必ず普通預金口座から払戻しを、毎回の返済に充てます。ただし、普通預金口座の残高が毎回の返済相当額に満たない場合には、金庫はその一部の返済に充てる取扱いをせず、返済が遅延する取扱いとします。この場合、金庫は遅延している返済額の全額が返済されるまでは、第1条にかかわらず貸越利用期間中の当座貸越の利用を一時中止できるものとします。
- 毎回の返済相当額の預入れが毎月返済日より遅れた場合には、貸越利用期間中を除き、金庫は返済相当額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。
- 借主は、借主が勤務先から受領する給料、払戻金、諸給付金および退職手当金よりその所要額を受領し、金庫に払込み一切の件を借主が所属する労働組合等団体の代表者に委任します。手数料、損害金についても同様とします。

第12条(就学者の教育機関へ在籍期間終了時の取扱い)

- 就学(予定)者の教育機関への在籍期間が、在籍予定を繰り上げて終了する場合には、借主は、遅滞なく、金庫へ通知することとします。
- 終了後は、本条第1項の通知等により、就学(予定)者全員が在籍期間が貸越利用期限日より前に終了する事実を知った場合には、次のとおりとします。
 - 金庫が通知を受けた日(在籍期間の終了日)が通知を受けた日以降に到来する場合には、在籍期間の終了日もしくは在籍期間が終了した事実を知った日をもって、新たな貸越取引を停止したうえで、その直後の毎月返済日(金庫の休日の場合は、その日の翌営業日)に貸越利用期限日とします。
 - 前号の貸越利用期限日以降は、第7条の定めに従い、元金利息を返済するものとします。ただし、第1回元金返済日は前号の貸越利用期限日の直後の毎月返済日とし、最終返済日も第1回元金返済日と同じ期間繰り上げるものとします。

第13条(随時返済)

- 借主は、貸越利用期間中においては、随時に任意の金額を返済することができるものとします。
- 借主が、貸越利用期限日翌日以降にこの契約による債務の一部または全額を借期限内に繰り上げて返済する場合(以下、「貸越利用期限日翌日以降の随時返済」といいます。))は、金庫の承諾を得て行うものとします。この金額および方法については、金庫の定めるところにより
- 貸越利用期限日翌日以降の随時返済時において加算返済がある場合には、加算返済分の返済を優先するものとし、均等返済分の返済が終了した後に加算返済分の返済が残る取引はできないものとします。
- 貸越利用期限日翌日以降の随時返済は、前回返済日以降に生じた経過期間分の利息・損害金を全額支払いうえに行われるものとします。
- 貸越利用期限日翌日以降の随時返済の債務については、元金返済額を増やすことなく、返済回数を繰り上げたものとします。
- 貸越利用期限日翌日以降の随時返済については、最終返済日、均等返済分に加算返済分の割合等、元金返済事項に定める事項の記載・変更を伴う場合には、本条第3項および第5条の定めにより、変更契約書の差し入れにより返済するものとします。
- 随時返済をする場合には、借主は金庫所定の手数料を支払うものとします。

第14条(期限前の全額支払い)

- 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、取引事項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - 借主が第7条に定める返済(貸越利用期間中の毎月返済日における利息の支払いを含む。))以下、本条において同じです。))を遅延し、金庫から書面により督促しても、次回毎月返済日までに返済(元金利息の返済には損害金を含むものとします。))しなかったこと。
 - 借主が支払停止を表明したとき、または借主について破産手続開始し、民事再生手続開始の申立があったとき。
 - 借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由

- 次によって金庫に借主の所在が不明となったとき。
- 次の各場合において、借主は、金庫からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入事項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - 借主が金庫との取引上他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - 借主が金庫との取引約定の一つでも違反したとき。
 - 借主が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - この取引に関し、借主が金庫に虚偽の書面提供または報告をしたとき。
 - 借主が、第15条第1項に定める暴力団員等もしくは同条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切となったとき。
 - 前各号のほか、借主の信用状態が著しく悪化するに等しい元金(損害金を含まず。))の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。

第15条(反社会的勢力の排除)

- 借主は、現在、暴力団員、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等(以下「ゴロ」または「特殊技能暴力集団等」とそのこれらに準ずる者)のほか「ゴロ」を暴力団員等」といいます。))に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を有するなど、不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること。
 - 暴力団員等に対して認容等を提供し、または便宜を供与するなど関与をしていると認められる関係を有すること。
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係有すること。

- 借主は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて金庫の信用を毀損し、または金庫の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為
- 借主は、第14条第2項各号の適用により、借主に損害が生じた場合には、金庫ならぬ請求をしません。また、金庫に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。
- 借主は、本条および第14条第2項5号が金庫の全ての取引に適用されることに同意します。

第16条(減額・中止・解約)

第14条各号の事由があるとき、金融情勢の変化があるとき、債権の保全その他相当の事由があるとき、金庫は、あらかじめ通知することなく貸越利用期間中いつでも貸越極度額を減額し、借主を中止し、または貸越利用期限日の前後を問わず、この契約を解約することができるものとします。

- 借主が金庫の債務について、返済を遅延しているときは、金庫は、あらかじめ通知することなく、遅延が解消されるまでの間、貸越利用期間中の貸越を一時的に中止できるものとします。
- 借主は貸越利用期間中いつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、借主は金庫所定の手続により金庫に通知します。

- 本条第1項または第3項によりこの契約が解約された場合、借主は、教育ローンカードを返却のうえ、直ちに貸越元金を返済します。ただし、本条第1項により、貸越極度額を減額した場合には、借主は、直ちに減額後の貸越極度額を超える金額を支払うものとします。

第17条(金庫からの相殺)

- 金庫は、この契約による借主の債務のうち各返済日即将到来したもの(貸越利用期間中において受け入れるべき毎月返済日の到来した利息を含みます。))以下、本条において同じです。))、または第14条によって返済しなければならないこの契約による債務全額と、借主の債務に対する預金その他の債権とを、その債権の期限のいかににかかわらず相殺することができるものとします。この場合、書面により通知するものとします。
- 前項によらずに相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間に相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率・利回りについては、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率に必ず約定利率、約定未到来等により01年を365日とし、日割で計算します。

第18条(借主からの相殺)

- 借主は、この契約による借主の債務と期限の到来している借主の金庫に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができるものとします。
- 前項によらずに相殺をする場合には、相殺計算を実行する日の7日前までに金庫へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに金庫へ提出するものとします。なお、貸越利用期限日翌日以降に相殺をする場合、相殺計算を実行する日は当座貸越事項に定める毎月返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行日の各返済日の繰り上げ等については、第13条第3項から第7項に準じるとします。
- 本条第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間に相殺計算実行の日までとし、預金の利率・利回りについては、預金規定等の定めによります。
- 借主は、金庫に預金保険法に定める保険事故が生じた場合には、金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、満期日または償還期日未到来の借主の金庫に対する預金その他の債権を、当該相殺額について期限が到来したものと相殺することができます。この場合の相殺手続および預金等の利息計算等については、金庫の該各取引規定によるものとします。

第19条(債務の返済等による順位)

- 金庫から相殺をする場合には、借主にこの契約による債務(貸越利用期間中において受け入れたべき約定日の到来した利息を含みます。))以下、本条において同じです。))のほか金庫との取引上の他の債務があるときは、金庫は債権保全上等の事由により、どの債務との相殺に充てるかを指定することができるものと、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主から返済または相殺をする場合に、借主にこの契約による債務のほか金庫との取引上の他の債務があるときは、借主はその返済または相殺に充てるかを指定できるものとします。なお、借主がどの債務の返済または相殺に充てるかを指定しなかったときは、金庫が指定できるものとし、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項に借主の指定により債権保全上等の事由が生じ、おそれがあるときは、金庫は指定なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺に充てるかを指定することができます。
- 本条第2項のなお書き、または第19項によって金庫が指定する借主の債務のうちその期限が到来したものとします。

第20条(費用負担)

- 次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとし、金庫所定の日を支払います。
 - 金庫の借主に対する権利の行使もしくは保全または解除に関する費用
 - 借主の債権を保全するために必要となる金庫の協力を依頼した場合に要する費用
 - その他この契約に基づき借主に必要となる一切の費用
- この契約の締結に際し借主が負担すべき保証料がある場合は、金庫所定の方法により金庫が借主より受領し、保証機関に支払うものとします。

第21条(代わり証書の差し入れ等)

災害・火災等緊急の要に備え、この条項に定める事項によって証書その他の書類、データ等が紛失、滅失または損壊した場合には、借主は、金庫の請求によって代わり証書を差し入れデータの復旧に協力するものとします。

第22条(印鑑関係)

- 借主が、この取引にかかる諸書その他の書類に使用された印影がこの契約書に押印の印影または普通預金口座の届出印鑑と相当の注意

をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、金庫は責任を負わないものとします。

第23条(届出事項の変更とみなし到達)

1. 氏名、住所、印鑑、電話番号、勤務先、その他金庫に届け出た事項に変更があったときは、借主は直ちに金庫に所定の方法で届け出るものとします。
2. 借主が前項の届出を怠る、または借主が金庫からの通知もしくは送付書類等を受領しないなど、借主が責任を負わなければならない事由により、通知もしくは送付書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第24条(成年後見人等の届出)

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、成年後見人等の氏名その他必要な事項を直ちに金庫に書面で届け出るものとします。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、任意後見人の氏名その他必要な事項を直ちに金庫に書面で届け出るものとします。
3. 既に補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届け出るものとします。
4. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届け出るものとします。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、金庫は責任を負わないものとします。

第25条(報告および調査)

1. 借主は、金庫が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、借主の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 借主は、借主の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、金庫に遅滞なく報告するものとします。
3. 借主は、国税、地方税、その他の公課の納付を怠ったことにより、保全差押、交付要求、換価等の滞納処分を受けた場合には、金庫から請求がなくても、直ちに金庫に報告するものとします。また、金庫から請求があった場合には、借主は、国税、地方税、その他の公課の納付状況を明らかにするため、各種納税証明書等を金庫に提出するものとします。

第26条(団体信用生命保険)

1. 借主が貸越利用期限日に金庫の指定する生命保険会社の団体信用生命保険に加入する場合には、借主は、金庫が保険金の受取人となり事故発生時にこの保険契約に定める額またはこの債務の総額のいずれか低い額を限度として保険金を受領し、この債務に充当することに同意します。
2. 前項の保険への加入の諾否の決定は、金庫の指定した生命保険会社が別に定める基準に基づいて行い、その結果については借主は異議を述べないものとします。
3. 借主は被保険者につき保険契約に定める事故が発生したときは、速やかに金庫に通知し金庫の指示に従うものとします。

第27条(契約書(規定)の変更)

1. 金庫は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、この契約書(規定)の内容を変更できるものとします。
2. この契約書(規定)の内容を変更する場合、金庫は、変更内容および変更日をホームページに掲載その他相当の方法で公表するものとします。

第28条(債権回収会社への業務委託および債権譲渡)

1. 借主は、この契約による債務ならびに借主が金庫に対して負担する一切の債務について、金庫が必要と認めるときは、金庫が指定する「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収業者(以下、債権回収会社といいます。)に債務の回収を委託し、債権回収会社が金庫に代わり借主に請求し、取り立てることに同意するものとします。
2. 借主は、この契約による債務ならびに借主が金庫に対して負担する一切の債務について、金庫が必要と認めるときは、金庫の指定する債権回収会社に譲渡することを承諾するものとします。
3. 借主は、債権回収会社が本条第1項および第2項の行為を行うに当たり、必要な範囲において、金庫が債権回収会社に対し、借主の個人情報を提供することに同意するものとします。

第29条(移管)

借主の住所移転等によってこの取引の取扱店の変更(移管)を希望するときは、書面により金庫に申し入れるものとし、取扱店を変更する手続(移管手続)は、金庫の定めるところに従うものとします。また、これによりこの契約に変更が必要な場合は、借主はこれに同意するものとします。

第30条(準拠法・合意管轄)

1. 本約定書の契約準拠法を日本法とします。
2. この契約に関して訴訟の必要が生じたときは、金庫の本店所在地を管轄する裁判所のみを第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第31条(取引の制限等)

1. 金庫は、借主の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。借主から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、この取引の全部または一部を制限する場合があります。
2. 金庫は、日本国籍をお持ちでない借主に対し、公的書類による在留資格・在留期間(満了日)・国籍の提示を求めることがあります。提示された在留期間(満了日)を超過した場合には、この取引の全部または一部を制限する場合があります。
3. 前2項の各種確認や資料の提出等の求めに対する借主の回答、具体的な取引の内容、借主の説明内容およびその他の事情を考慮して、金庫がマネー・ローディング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令、金庫の利用資格等への抵触のおそれがあると判断した場合には、この取引の全部または一部を制限する場合があります。
4. 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、借主からの説明等にもとづき、マネー・ローディング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令、金庫の利用資格等への抵触のおそれが合理的に解消されたと金庫が認める場合、金庫は当該取引の制限を解除します。
5. 次の各号の一にでも該当した場合には、金庫はこの取引を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。
 - (1) この取引の名義人が存在しないことが明らかになった場合またはこの取引の名義人の意思によらずに契約されたことが明らかになった場合
 - (2) この取引がマネー・ローディング、テロ資金供与、経済制裁関係法令、金庫の利用資格等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - (3) この取引が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
6. 前項各号によりこの契約が解約された場合、借主は、直ちに教育ローンカードを返却し貸越元利金を返済します。